

○豊中市立人権平和センター条例

平成 30 年 12 月 21 日

条例第 57 号

(設置)

第 1 条 基本的人権尊重の精神に基づき、差別や偏見のない人権尊重に根ざしたまちづくりをすすめ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図り、もって平和な社会の実現に寄与するため、豊中市に人権平和センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 人権平和センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 豊中市立人権平和センター豊中

(2) 位置 豊中市岡町北 3 丁目 13 番 7 号

2 人権平和センターに分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 豊中市立人権平和センター螢池

(2) 位置 豊中市螢池北町 2 丁目 3 番 1 号

(事業)

第 3 条 豊中市立人権平和センター豊中又は豊中市立人権平和センター螢池(以下「センター」という。)は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 人権及び平和に係る啓発に関すること。

(2) 人権及び平和に係る調査及び研究に関すること。

(3) 市民の総合相談及び福祉の推進に関すること。

(4) 市民の交流活動の促進及び自主的まちづくり活動の支援に関すること。

(5) その他市長が必要と認める事業

2 市長は、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、センターの施設を一般の利用に供することができる。

(使用承認)

第 4 条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を変更するときも同様とする。

(使用制限)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の使用を承認しない。

(1) センターの設置目的を損なうと認めるとき。

(2) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(3) 営利を目的として使用するものと認めるとき。

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(5) 管理上支障があると認めるとき。

(6) その他市長が適当でないと認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第 6 条 市長は、センターの施設の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれか

に該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用承認の条件に違反したとき。
- (2) この条例若しくはこれに基づく市規則の規定に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。
- (3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。
- (4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。
- (5) 管理上支障があるとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更又は使用承認の取消しによって使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(入館の禁止)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (2) 管理上必要な指示に従わない者
- (3) その他管理上支障があると認める者

(使用料)

第 8 条 使用者は、別表に定める額の範囲内で市規則で定める使用料を前納しなければならない。

- 2 使用者が附属設備を使用するときは、市規則で定める使用料を前納しなければならない。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前 2 項の使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第 9 条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用者の義務)

第 10 条 使用者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) 使用承認のない物件を使用しないこと。
- (3) 建物、附属物又は器具を滅失又は毀損しないこと。
- (4) 火災防止に努めること。
- (5) 使用後は、速やかに原状に回復し、清掃すること。
- (6) その他市長が指示した事項

(設備の承認等)

第 11 条 使用者は、特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 使用者は、前項の規定により設備又は装飾をしたときは、使用後速やかにこれを撤去して、原状に回復しなければならない。第 6 条第 1 項の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。
- 3 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第 12 条 使用者の責めに帰すべき理由によって建物、附属物又は器具を滅失し、又は毀損したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

(委任規定)

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、市規則で定める日から施行する。

[令和元年 9 月規則第 23 号により、令和元年 10 月 1 日から施行]

2 第 4 条の規定による使用承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 人権まちづくりセンター条例(昭和 47 年豊中市条例第 53 号)は、廃止する。

4 他の条例の一部改正〔略〕

附 則(平成 31 年 3 月 19 日条例第 14 号抄)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第 6 条及び附則第 5 項の規定 令和元年 10 月 1 日

附 則(令和元年 9 月 27 日条例第 10 号抄)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条中退職手当条例附則第 12 項の改正規定及び附則第 6 項から附則第 9 項までの規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 27 日条例第 18 号抄)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項、附則第 3 項、附則第 6 項及び附則第 7 項の規定 公布の日

別表

1 豊中市立人権平和センター豊中

施設名	使用料 (1 日につき)
ホール(第 1 小集会室を含む。)	22,500 円
大集会室	8,000 円
第 1 小集会室	5,000 円
第 2 小集会室	5,000 円
第 1 学習室	5,000 円
第 2 学習室	5,000 円
料理室	6,000 円

2 豊中市立人権平和センター螢池

施設名	使用料(1 日につき)
ホール(控え室を含む。)	10,000 円
講座室	4,000 円
料理室	3,800 円

備考

- 1 使用承認時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げる1時間につき当該使用料金の2割を徴収する。この場合において、30分未満の端数は切り捨て、30分以上は1時間とみなす。
- 2 市外居住者が使用するときは、当該使用料金の10割を加算する。